

長野県北部の地震による被災者の皆さまに対する 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の救援対策（追加）

長野県北部の地震による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構では、災害救助法の適用を受けた長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市、中魚沼郡津南町の被災者の皆さまに対する救援対策として、簡易生命保険について、下記のとおり追加の取扱いを実施します。

1 取扱内容

(1) 保険料払込猶予期間の再延伸

保険料のお払込みが困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延伸しておりますが、さらに3か月延伸し、保険料の払込猶予期間を最長9か月とするお取扱いを実施します。

(注) 口座払込みをご利用の場合、保険料払込猶予期間の延伸中であっても、ご指定の口座に残高がある場合は保険料が口座から引落としされますが、お客さまからのご希望により引落しの一時停止のお取扱いを実施します。

(2) 払込猶予期間分の保険料の分割払込みの取扱い

払込猶予期間分の保険料は、払込猶予期間の延伸期間の終了までにお払込みいただく必要がありますが、お客さまのご希望により、延伸期間の終了後、当月分の保険料とともに分割でお払込みいただくお取扱いを実施します。

(3) 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取扱い

① この度の地震によりケガをされたお客さまが、病院の事情等により直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院保険金をお支払いいたします。

② 病院が満床である等病院の事情により次のような場合に該当されたときは、本来必要な入院期間について、医師等による証明書をご提出いただくことで、当該期間についてご入院されたものとして入院保険金をお支払いいたします。

ア ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設等で医師の治療を受けられた場合

イ 入院治療が必要であったにもかかわらず、ご入院することができず、臨時施設等で医師による治療を受けられた場合

2 お客さまのお問い合わせ先

上記お取扱いの詳しい内容に関しましては、

かんぽコールセンター 0120-552950

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1/1～1/3を除きます。）

にお問い合わせください。